

や が げ ち ょ う
矢掛町
け い が く
こども計画

れい わ れい わ ねん ど
令和7(2025)～令和11(2029)年度

ぜんたい ささこそだこそだ おやしだ
まち全体で支える子育て・子育ち・親育ち／



れい わ ねん がつ
令和7(2025)年3月

や が げ ち ょ う
矢掛町

1 矢掛町こども計画ってなに？

この計画は、矢掛町で暮らしているすべてのこども・若者の心やからだが健やかに成長できるように、また、子育て中のお母さんやお父さんなど、みんなが安心してくらせるように、支えてくれる大人たちを含め、矢掛町のみんながどんな取組をしていくかを書いたものです。この計画に沿って、いろいろな取組をしていきます。

2 なぜつくるの？

国では、令和5(2023)年にこどもに関する重要なことが書いてある「こども大綱」が定められました。矢掛町でも、この「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」を実現するために矢掛町こども計画をつくりました。

※こどもまんなか社会：こどもたちが安心して楽しく暮らせるように、大人がみんなて協力して考え、助け合う社会のこと。

3 いつからいつまでの計画なの？

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間でず。

4 計画でなにがしたいの？

基本理念
(めざす姿)

まち全体で支える子育て・子育て・親育ち

こども計画の取組をしていくことで、こんなまちになることをめざします。

- > 未来を担うこどもや若者の健やかな成長をめざします。
- > 子育てをする世帯を増やします。
- > 矢掛町を自慢できるこどもを育てます。



5 だれのためにつくるの？

生まれたばかりの赤ちゃんから保育園・こども園・学校に通う「こども」、卒業して大人になった「若者」、これからこどもを持ちたいと思っている人やこどもを育てている「子育て世代」の方々など、矢掛町に住むみんなに関係する計画です。

6 どんなことをしていくの？

こどもへの7つの取組

(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

わたしたちはだれでもみんな、ひとりの人間として、いのちがまもられ、社会のルールの中で、明るく楽しい生活をおくる権利をもっています。保育園・こども園・学校などでこども・若者だけでなくすべての人の人権について学び、あらゆる差別のない住みやすいまちをめざします。



(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

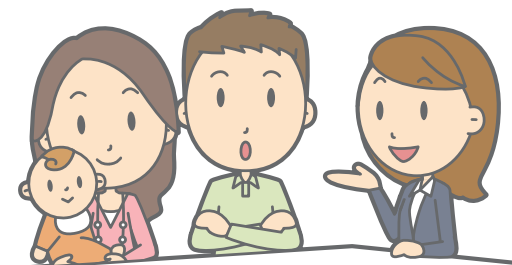
いろいろな遊びや体験をしたり、学びや活躍できるチャンス(機会)をつくれます。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

赤ちゃんがお腹の中にいるときから、こどもを育てている間も、切れ目のない保健・医療が受けられるようにしていきます。

(4) こどもの貧困対策

お金が足りなくて困っているおうちやこどもを手助けします。



(5) 障害児・医療的ケア児等への支援

心とからだに特別なサポートが必要なこどもを手助けします。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こどもの心やからだなどが傷つけられないように守っていきます(児童虐待防止対策)。
また、家のお手伝いや家族のお世話が大変なこどもたちを手助けします(ヤングケアラーへの支援)。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者が安心・安全に暮らせる地域にしていきます。また、犯罪や事故などからこども・若者を守る地域にいきます。

こどもの年齢に応じた3つの取組

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

お腹の中に赤ちゃんがいるお母さんや、こどもを育てるお母さん・
お父さんを手助けし、こどもの学びや健やかな育ちを手助けします。



(2) 学童期・思春期

一人ひとりが、おもいやりとやさしい心を大切にして、「いじめ」のない、楽しい毎日が過
ごせるような場所や環境をつくる手助けをします。

(3) 青年期

希望する仕事ができるよう手助けをします(就労支援)。
困っている若者の手助けをします(相談支援体制の充実)。

親や子どもを見守る人達への支援に関する施策の4つの取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

こどもを育てるため、また、学校などで学べるよう入学祝金や、こどもが健康でいるため、
医療に必要なお金の負担が少なくなるよう手助けをします。

(2) 地域子育て支援, 家庭教育支援

イベント情報を伝えたり、親子が一緒に遊べる場所をつくるなど、矢掛町に必要だと考え
たいろいろな方法で、こどもを育て、こどもが育ち、親が育つような手助けをします。

(3) 子育てと仕事の両立支援

子育てとお仕事のどちらががんばれるよう手助けします。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとりでこどもを育てているおうちを手助けします。



矢掛町子ども計画 令和7(2025)～令和11(2029)年度

発行年月: 令和7(2025)年3月
発行: 矢掛町

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
TEL (0866) 82-1060 FAX (0866) 82-9061